

たつの市臨時記者会見資料	
発表年月日	令和5年2月1日（水）
担当課	健康福祉部健康課
電話	0791-63-5121

報道機関各位

## 出産・子育て応援金給付事業を開始 -国の出産・子育て応援交付金を活用-

全ての妊婦・子育て世帯が、安心して出産・子育てできる環境づくりを目的に、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、保健師・助産師等による出産・育児の見通しを立てるためのアンケートや子育てガイドを用いた面談（伴走型相談支援<sup>i</sup>）を実施し、出産応援金及び子育て応援金を給付します。

### 記

- 1 事業開始日 令和5年2月1日（水）
- 2 給付対象者（いずれも申請日時点において本市に住所を有すること）  
妊娠届出時：事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦  
出産産後時：事業開始日以降に出生し、本市に住所を有する児童の養育者
- 3 給付内容  
妊娠届出時：1回の妊娠につき、出産応援金5万円を給付  
出産産後時：対象児童1人につき、子育て応援金5万円を給付
- 4 申請方法 妊娠届出時の面談及び出産産後時の面談終了後、各申請書を  
交付・提出
- 5 申請期限  
妊娠届出時：妊娠期間中  
出産産後時：出生した児童が生後4か月を経過する日まで

（次頁につづく）

## 6 遡及給付の取扱い

国が対象要件を令和4年4月1日以降に出産した方としていることから、事業開始日において本市に住所を有し、既に出産を終えている方及び妊娠の届出済みの方に対しては次のとおりとします。

出産を終えている方：簡易アンケートを実施後、出産応援金及び子育て応援金を一括して給付

妊娠の届出済みの方：簡易アンケートを実施後、出産応援金を給付し、出産産後時に面談後、子育て応援金を給付

---

i 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援をいう